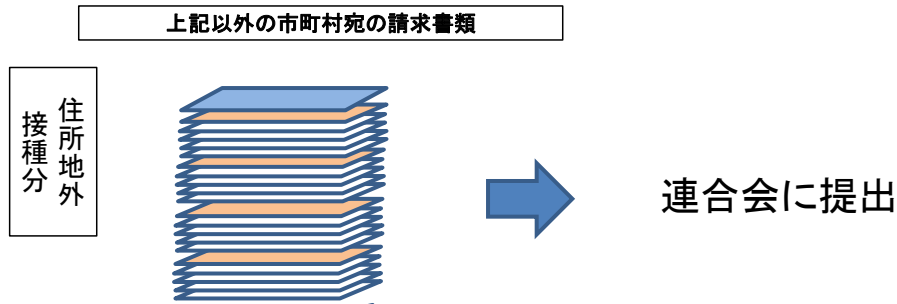
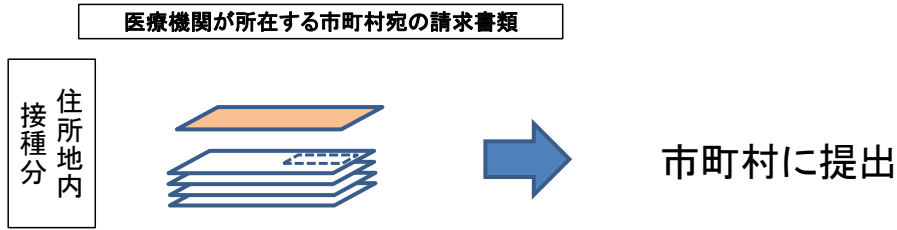
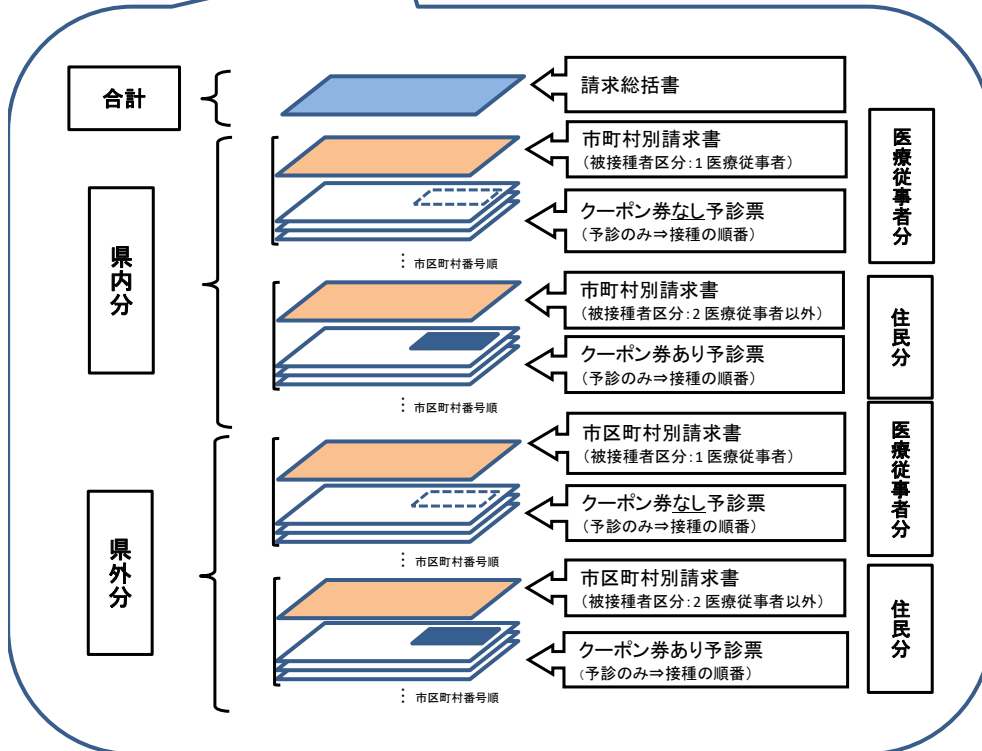


新型コロナワクチン接種費用に係る請求書類の提出先及び編綴方法

【提出先】



【編綴方法】



【請求に関する留意事項】

- 1 本会へは住所地外接種分の請求書類のみ提出してください。
- 2 新型コロナワクチン接種費用の請求様式は国が示した請求総括書、市区町村別請求書、予診票を使用してください。
- 3 請求総括書、市区町村別請求書はV-SYS(ワクチン接種円滑システム)から出力できます。
- 4 予診票は原本を国保連合会に提出してください。
- 5 請求総括書、市区町村別請求書、予診票を図のとおり並べ、ひとつにまとめて請求してください。
- 6 市町村ごと予診票の一番上に請求書を付けて、左上をホチキス又は紐等で綴ってください。
- 7 請求総括書は、月に1枚のみ作成することとされておりますので、月遅れ請求分等を分けずに編綴してください。
- 8 接種費用の請求の際には、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する医療機関向け手引き」の記載内容をご確認のうえ、予診票の項目に記載もれやクーポン券の情報と不一致等がないようお願いします。